

2013年5月15日

各位

株式会社埼玉りそな銀行

教育資金贈与信託（愛称：りそなの「きょういく信託」）の取扱開始について

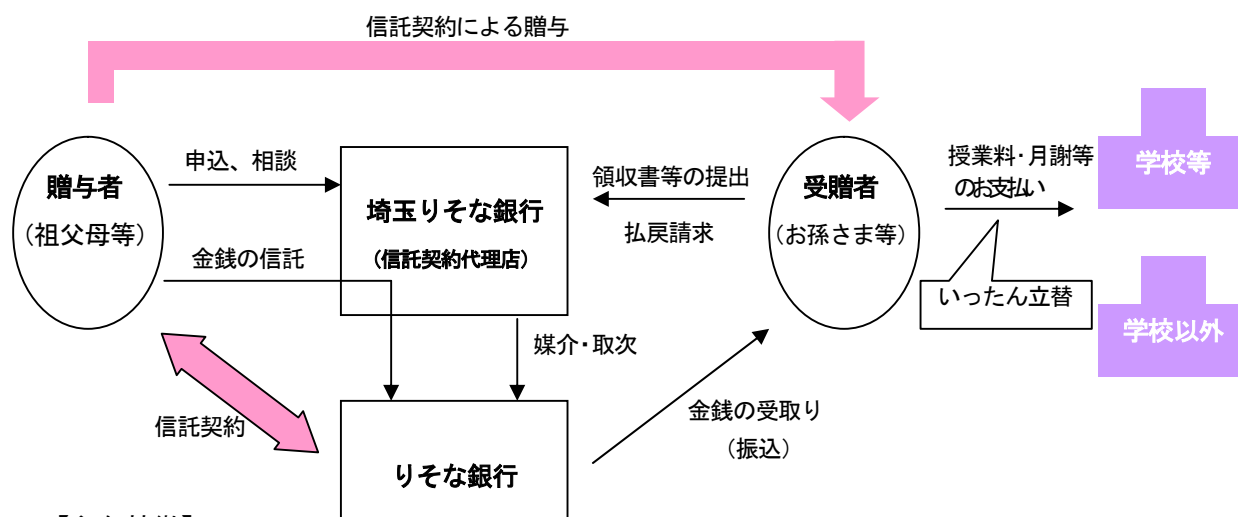
りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條 正仁）は、2013年5月27日（月）より、りそな銀行の信託契約代理店として教育資金贈与信託（愛称：りそなの「きょういく信託」）の取扱いを開始いたします。

この教育資金贈与信託は、平成25年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する商品で、りそなグループが持つ信託機能を活用してご提供するものです。

この非課税措置は2015年12月までと期間が限定されており、お孫さま等の将来の夢のあとおしとして、教育資金を一括で贈与したいと考えておられる方にはご検討の良い機会となります。

商品の仕組みや特徴は以下の通りです。

【仕組み図】



【主な特徴】

- ① 1,500万円まで非課税で教育資金の贈与ができます。
- ② 対象となるのは、2015年12月までの贈与です。
- ③ お支払いの資金用途は教育資金に限定されます。（塾や習い事など、文部科学省が定める学校等以外へのお支払いは500万円までが非課税の対象です）
- ④ お支払いにあたっては、教育資金の支払いに充当したことを証する書類（領収書等文部科学省が定めるもの）の提出が必要です。
- ⑤ 受贈者（お孫さま等）が30歳になった時点で信託は終了となります。終了時の残余財産は贈与税の課税対象となります。

埼玉りそな銀行では、りそなグループの持つ信託機能を活用した総合的なコンサルティングにより、お客さまのライフステージに応じたサービスを提供してまいります

以上

別紙

【商品概要】

項目	内容
商品名	教育資金贈与信託〔合同運用指定金銭信託（元本補填あり）〕
愛称	りそなの「きょういく信託」
販売対象	個人
委託者	贈与者（祖父母等）
受益者	受贈者（孫等）
受託金額	最大 1,500 万円まで 最低受託金額 5,000 円以上（1 円単位）
追加信託	追加金は、1回 5,000 円以上、1円単位
信託期間	契約時から受益者の 30 歳の誕生日まで（個別に期日指定）
中途解約	中途解約は不可
一部払出	教育資金※に限定し、随時支払い ※ 文部科学省がガイドラインに定める学校等や塾、稽古事他への支払い等 支払時に領収書等の提出を受け、りそな銀行が資金使途を確認
収益金のお支払い	信託元本に追加
受益者の変更・質入	受益者の変更、受益権の譲渡・質入は不可
信託終了事由	① 受贈者が 30 歳に達した場合 ※ この場合、残存の残高について贈与税が課税される ② 受贈者が死亡した場合 ③ 信託財産の残高がゼロとなり、受贈者と受託者が終了の合意をした場合
信託報酬	① 契約時信託報酬：不要 ② 定例管理信託報酬：不要 ③ 運用信託報酬：合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの 配当額を差し引いた金額（元本に対して、年 0.01/100 から 5/100 の範囲内）を信託財産から申し受けます。
その他	元本補填あり 預金保険の対象